

5 被 保 険 者

(1) 第1号被保険者

年齢65歳以上の練馬区民である。

日常生活において介護が必要となった場合、認定を受ければ介護保険サービスが利用できる。

介護保険料を保険者である練馬区に対して直接納める。平成26年3月31日現在(住所地特例者を含め)150,037人である。

第1号被保険者数 (単位：人)

年 年齢	H22	H23	H24	H25	H26
第1号被保険者数 (各年3月31日現在)	137,093	137,915	140,859	145,923	150,037
総人口 (各年4月1日現在)	707,319	708,488	708,500	709,609	712,407
比率	19.4%	19.5%	19.9%	20.6%	21.1%

第1号被保険者数：年齢別 各年3月31日現在 (単位：人)

年 年齢	H22	H23	H24	H25	H26
65～69	38,343	36,093	35,561	37,658	38,660
70～74	34,041	33,976	34,520	34,707	36,001
75～79	29,212	30,357	31,039	31,411	30,961
80～84	19,726	20,569	21,632	22,762	23,696
85～89	10,244	10,926	11,716	12,669	13,609
90～94	4,054	4,453	4,793	5,089	5,396
95～99	1,275	1,301	1,332	1,362	1,439
100～	198	240	266	265	275
合 計	137,093	137,915	140,859	145,923	150,037

第1号被保険者の資格の取得・喪失の内訳 (単位：人)

年度 年齢	H21	H22	H23	H24	H25	
取得	65歳到達	7,005	5,737	7,905	10,249	9,284
	転入	1,302	1,364	1,372	1,423	1,460
	その他	233	254	239	291	254
	増計	8,540	7,355	9,516	11,963	10,998
喪失	死亡	4,043	4,450	4,605	4,794	4,758
	転出	1,783	1,868	1,777	1,885	1,924
	その他	198	215	190	220	202
	減計	6,024	6,533	6,572	6,899	6,884

※ その他…転入・転出届以外で住民登録を作成・抹消した人等

(2) 第2号被保険者

年齢40歳から64歳までの医療保険に加入している練馬区民である。

加齢が原因とされる特定の病気（指定された16疾病）により介護が必要となった場合、認定を受ければ介護保険サービスが利用できる。

介護保険料は医療保険料の一部として納め、保険者である練馬区に対して直接納めることはない。

(3) 特例被保険者

原則として練馬区に住所を有する人が練馬区の被保険者となるが、制度上、以下の特例が設けられている。

① 住所地特例者

被保険者が、他区市町村の住所地特例対象施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合には、変更先の区市町村の被保険者ではなく、元の住所地（練馬区）の被保険者となる。平成18年度から介護保険施設以外に、養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム等の特定施設が対象となっている。

② 他住所地特例者

①の住所地特例被保険者の逆の場合であり、練馬区内の住所地特例対象施設に入所して、他区市町村から練馬区に住所を変更した場合には、元の住所地（他区市町村）の被保険者となる。

③ 適用除外施設入所者

障害者自立支援法の指定障害者支援施設に入所している場合と、その他の適用除外施設に入所、入院している場合は、介護保険の被保険者とはならない。

住所地特例者数：再掲

各年3月31日現在（単位：人）

年 区分	H22	H23	H24	H25	H26
住所地特例者	802	837	876	893	942
他住所地特例者	234	277	287	322	363
適用除外施設入所者	64	96	147	40	45